

令和 6 年度の献血の受入れに関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第 1 令和 6 年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和 6 年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙 1 の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙 2 のとおり全血献血で 135 万リットル、血漿成分献血で 56 万リットル、血小板成分献血で 31 万リットルの合計 222 万リットルとする。

第 2 献血をする者の募集その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を 7 ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙 3 のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙 4 のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の 1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、テレワークの広がりに対応するため、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血が、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることから、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血可能年齢未満、または献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、

献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトや SNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実にできるよ

う取り組む。

さらに、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和6年度都道府県別必要量

ブロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和6年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北 海	北 海 道	0	30,208	11,760	8,643	50,611	51,492	102,103
	小 計	0	30,208	11,760	8,643	50,611	51,492	102,103
東 北	青 森 県	0	5,758	2,323	1,987	10,069	12,693	22,762
	岩 手 県	0	4,544	1,642	1,498	7,684	12,023	19,707
	宮 城 県	0	8,165	4,627	2,976	15,768	15,643	31,411
	秋 田 県	0	4,077	1,474	1,420	6,971	9,999	16,970
	山 形 県	0	4,240	1,800	1,205	7,245	9,575	16,820
	福 島 県	0	8,219	2,904	2,080	13,204	18,082	31,286
	小 計	0	35,005	14,770	11,166	60,941	78,015	138,956
関 東 甲 信 越	茨 城 県	0	10,417	3,558	2,788	16,763	28,759	45,522
	栃 木 県	1	7,332	4,436	2,741	14,510	21,650	36,160
	群 馬 県	0	8,184	3,720	3,125	15,029	21,130	36,159
	埼 玉 県	0	26,704	11,837	7,247	45,788	56,969	102,757
	千 葉 県	0	26,640	15,240	7,642	49,522	50,478	100,000
	東 京 都	0	58,235	32,967	22,887	114,088	149,062	263,150
	神 奈 川 県	0	34,182	17,160	11,135	62,477	84,665	147,142
	新 潟 県	0	7,780	2,903	2,781	13,464	29,479	42,943
	山 梨 県	0	3,136	1,566	783	5,485	11,039	16,524
	長 野 県	0	6,751	2,951	2,313	12,015	23,698	35,713
	小 計	1	189,361	96,338	63,442	349,142	476,929	826,071
東 海 北 陸	富 山 県	0	4,080	1,560	1,359	6,999	9,402	16,401
	石 川 県	0	3,680	1,680	1,540	6,900	12,521	19,421
	福 井 県	0	3,165	922	998	5,085	8,776	13,861
	岐 阜 県	0	7,910	3,375	2,374	13,659	16,477	30,136
	静 岡 県	0	14,024	5,520	4,266	23,810	37,096	60,906
	愛 知 県	0	27,718	15,189	8,815	51,722	70,213	121,936
	三 重 県	0	4,904	2,400	1,886	9,190	16,517	25,707
	小 計	0	65,481	30,646	21,238	117,365	171,003	288,368
近 畿	滋 賀 県	0	5,139	2,008	1,692	8,839	12,147	20,986
	京 都 府	0	11,584	6,480	4,331	22,395	24,397	46,791
	大 阪 府	0	44,400	23,640	12,986	81,026	92,916	173,941
	兵 庫 県	0	19,288	10,853	5,870	36,010	49,897	85,908
	奈 良 県	0	6,080	3,600	1,695	11,375	10,773	22,148
	和歌山県	0	4,712	1,944	1,341	7,997	10,202	18,198
	小 計	0	91,203	48,525	27,914	167,642	200,331	367,973
中 四 国	鳥 取 県	0	2,432	977	670	4,079	6,960	11,038
	島 根 県	0	2,022	1,177	748	3,948	6,539	10,487
	岡 山 県	0	7,585	3,318	2,372	13,276	20,539	33,814
	広 島 県	0	11,456	3,712	5,659	20,828	23,272	44,099
	山 口 県	0	6,382	2,315	1,425	10,122	10,881	21,003
	徳 島 県	0	3,351	1,005	1,161	5,517	8,665	14,183
	香 川 県	0	4,244	1,783	1,210	7,238	9,931	17,169
	愛 媛 県	0	5,745	2,118	1,668	9,531	13,853	23,383
	高 知 県	0	3,261	1,516	1,045	5,822	8,774	14,596
	小 計	0	46,478	17,922	15,959	80,360	109,412	189,772
九 州	福 岡 県	0	22,057	11,234	6,020	39,311	49,756	89,067
	佐 賀 県	0	2,839	1,150	697	4,686	8,507	13,193
	長 崎 県	0	6,297	2,739	2,148	11,184	12,652	23,836
	熊 本 県	0	8,184	3,540	2,060	13,784	17,628	31,412
	大 分 県	0	4,937	2,286	1,565	8,788	11,117	19,905
	宮 崎 県	0	4,464	1,919	1,293	7,675	11,409	19,084
	鹿児島県	0	7,867	3,288	2,191	13,347	17,384	30,730
	沖 縄 県	0	6,023	3,697	1,755	11,475	14,364	25,839
	小 計	0	62,667	29,854	17,728	110,249	142,818	253,067
合 計		1	520,404	249,814	166,089	936,308	1,230,001	2,166,309

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロック名	都道府県名	全血献血			成分献血			合 計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,390	76,880	78,270	18,399	7,700	26,100	104,370
	小計	1,390	76,880	78,270	18,399	7,700	26,100	104,370
東北	青森県	154	12,815	12,969	2,645	3,901	6,546	19,515
	岩手県	148	12,269	12,417	2,464	3,634	6,098	18,515
	宮城県	301	24,225	24,527	5,894	8,873	14,767	39,293
	秋田県	112	9,322	9,434	2,412	3,972	6,384	15,819
	山形県	128	10,674	10,803	2,606	3,843	6,449	17,252
	福島県	232	20,245	20,478	4,563	6,381	10,944	31,422
	小計	1,077	89,550	90,627	20,585	30,603	51,188	141,815
関東甲信越	茨城県	541	29,062	29,604	3,237	12,528	15,766	45,369
	栃木県	765	22,414	23,179	4,945	11,569	16,513	39,692
	群馬県	456	22,074	22,530	5,636	11,712	17,348	39,878
	埼玉県	929	67,344	68,274	14,236	25,050	39,286	107,560
	千葉県	781	61,232	62,013	15,219	25,574	40,793	102,806
	東京都	1,927	145,258	147,185	46,437	78,161	124,598	271,783
	神奈川県	992	84,908	85,900	22,656	41,590	64,246	150,146
	新潟県	261	22,289	22,550	3,935	14,391	18,325	40,875
	山梨県	112	9,192	9,303	0	6,403	6,403	15,707
	長野県	128	19,928	20,056	2,574	11,630	14,205	34,261
	小計	6,892	483,700	490,593	118,875	238,608	357,484	848,077
東海北陸	富山県	98	9,972	10,070	2,105	3,657	5,762	15,832
	石川県	170	10,820	10,990	3,597	6,290	9,886	20,876
	福井県	96	7,536	7,632	0	4,365	4,365	11,997
	岐阜県	186	17,852	18,038	4,220	7,411	11,632	29,670
	静岡県	410	35,336	35,746	5,527	16,505	22,032	57,778
	愛知県	1,322	69,892	71,214	17,993	40,910	58,903	130,117
	三重県	18	15,072	15,090	4,691	8,237	12,928	28,018
	小計	2,300	166,480	168,780	38,134	87,374	125,508	294,288
近畿	滋賀県	139	16,997	17,136	2,596	2,790	5,385	22,521
	京都府	172	30,106	30,279	7,763	10,196	17,960	48,238
	大阪府	1,077	100,680	101,757	25,988	46,715	72,703	174,460
	兵庫県	675	58,421	59,096	12,357	20,269	32,626	91,721
	奈良県	185	13,361	13,546	3,448	4,314	7,761	21,307
	和歌山県	182	12,197	12,379	2,374	2,543	4,917	17,296
	小計	2,431	231,762	234,193	54,526	86,826	141,352	375,544
中四国	鳥取県	10	6,180	6,189	805	3,023	3,828	10,017
	島根県	12	5,743	5,755	1,603	2,651	4,254	10,009
	岡山県	146	21,000	21,146	4,695	8,484	13,179	34,326
	広島県	184	30,148	30,332	12,663	10,479	23,142	53,474
	山口県	57	15,509	15,566	1,940	3,280	5,220	20,787
	徳島県	24	7,740	7,764	1,129	3,685	4,814	12,578
	香川県	24	10,618	10,642	1,282	4,228	5,510	16,152
	愛媛県	24	14,276	14,300	3,461	5,633	9,094	23,393
	高知県	53	7,846	7,899	1,135	3,708	4,843	12,742
	小計	534	119,060	119,594	28,713	45,171	73,884	193,477
九州	福岡県	105	60,208	60,313	11,818	22,957	34,775	95,088
	佐賀県	57	8,514	8,571	2,522	4,906	7,428	15,999
	長崎県	89	14,554	14,644	3,241	6,241	9,481	24,125
	熊本県	120	20,720	20,840	4,341	8,437	12,778	33,618
	大分県	43	13,833	13,876	2,522	4,906	7,428	21,303
	宮崎県	21	11,568	11,589	2,522	4,669	7,190	18,779
	鹿児島県	31	17,774	17,805	3,666	7,117	10,783	28,588
	沖縄県	59	14,957	15,016	2,365	6,020	8,385	23,401
	小計	525	162,128	162,653	32,996	65,251	98,248	260,901
合計		15,149	1,329,561	1,344,710	312,228	561,534	873,763	2,218,472

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類)

ブ ロ ッ ク 名	都 道 府 県 名	固定施設(母体・事業所・出張所)						移動採血車			オープン採血		
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
				FFP-480用	原料血漿 確保用								
道	北 海 道	846	23,420	2,869	4,831	18,399	50,366	544	53,420	53,964		40	40
	小計	846	23,420	2,869	4,831	18,399	50,366	544	53,420	53,964		40	40
東北	青 森 県	44	3,355		3,901	2,645	9,945	110	9,460	9,570			
	岩 手 県	63	2,166		3,634	2,464	8,328	85	10,068	10,153	0	34	35
	宮 城 県	152	10,118	4,098	4,775	5,894	25,037	137	13,915	14,052	12	192	205
	秋 田 県	27	2,183		3,972	2,412	8,594	86	7,139	7,225			
	山 形 県	91	1,776		3,843	2,606	8,316	37	8,898	8,936			
	福 島 県	57	5,080	4	6,377	4,563	16,081	176	15,165	15,341			
	小計	434	24,678	4,102	26,501	20,585	76,300	630	64,646	65,276	13	227	240
関東甲信越	茨 城 県	38	9,720	941	11,588	3,237	25,525	503	19,342	19,845			
	栃 木 県	163	4,372	3,958	7,611	4,945	21,049	571	17,112	17,683	30	930	960
	群 馬 県	144	8,538	3,933	7,778	5,636	26,030	310	13,460	13,771	2	76	78
	埼 玉 県	392	38,884	6,445	18,605	14,236	78,563	529	28,352	28,881	8	108	116
	千 葉 県	336	32,300	6,409	19,165	15,219	73,429	413	26,972	27,385	32	1,960	1,992
	東 京 都	750	88,733	15,851	62,310	46,437	214,081	935	44,853	45,788	243	11,672	11,915
	神奈川県	571	48,532	4,482	37,109	22,656	113,349	408	35,277	35,685	13	1,099	1,112
	新 潟 県	192	11,417		14,391	3,935	29,935	68	10,872	10,940			
	山 梨 県	12	2,840		6,403		9,255	100	6,352	6,451			
	長 野 県	96	6,925		11,630	2,574	21,226	31	13,004	13,035			
	小計	2,696	252,261	42,019	196,590	118,875	612,440	3,868	215,595	219,463	329	15,844	16,173
東海北陸	富 山 県	70	2,038	90	3,567	2,105	7,870	28	7,934	7,962			
	石 川 県	70	3,384	897	5,393	3,597	13,340	100	7,436	7,536			
	福 井 県	24	1,930		4,365		6,319	72	5,606	5,678			
	岐 阜 県	64	5,653	1,793	5,618	4,220	17,349	122	12,199	12,321			
	静 岡 県	98	8,340	825	15,680	5,527	30,470	312	26,996	27,308			
	愛 知 県	658	34,804	13,550	27,360	17,993	94,365	618	32,368	32,986	46	2,720	2,766
	三 重 県	18	5,256	1,793	6,444	4,691	18,202		9,816	9,816			
	小計	1,002	61,404	18,947	68,427	38,134	187,914	1,252	102,356	103,608	46	2,720	2,766
近畿	滋 賀 県	50	3,701	79	2,710	2,596	9,136	90	13,296	13,385			
	京 都 府	86	11,986	2,382	7,815	7,763	30,032	84	17,820	17,904	2	300	302
	大 阪 府	480	57,744	8,713	38,001	25,988	130,928	554	39,564	40,119	43	3,371	3,414
	兵 庫 県	355	30,928	3,482	16,787	12,357	63,908	304	27,101	27,405	16	392	408
	奈 良 県	110	4,281	85	4,228	3,448	12,152	75	9,080	9,155			
	和歌山県	62	1,187		2,543	2,374	6,166	120	11,010	11,130			
	小計	1,144	109,828	14,742	72,083	54,526	252,323	1,226	117,871	119,097	61	4,063	4,124
中 四 国	鳥 取 県	10	2,691		3,023	805	6,528		3,489	3,489			
	島 根 県	12	1,244		2,651	1,603	5,510		4,499	4,499			
	岡 山 県	146	6,264	906	7,578	4,695	19,589		14,736	14,736			
	広 島 県	158	7,200	5,797	4,682	12,663	30,500	26	22,888	22,913		60	60
	山 口 県	16	1,952		3,280	1,940	7,189	41	13,557	13,598			
	徳 島 県	24	3,000		3,685	1,129	7,838		4,740	4,740			
	香 川 県	24	3,364		4,228	1,282	8,898		7,254	7,254			
	愛 媛 県	24	3,856	663	4,970	3,461	12,974		10,288	10,288		132	132
	高 知 県	53	2,164		3,708	1,135	7,060		5,682	5,682			
	小計	467	31,735	7,366	37,805	28,713	106,086	67	87,133	87,200		192	192
九 州	福 岡 県	105	19,427	9,619	13,338	11,818	54,307		38,953	38,953		1,828	1,828
	佐 賀 県	28	2,914	2,053	2,853	2,522	10,370	28	5,600	5,628			
	長 崎 県	89	3,508	2,638	3,602	3,241	13,078		11,047	11,047			
	熊 本 県	120	6,920	3,533	4,904	4,341	19,818		13,800	13,800			
	大 分 県	22	4,193	2,053	2,853	2,522	11,642	21	9,640	9,661			
	宮 崎 県	21	2,688		4,669	2,522	9,899		8,880	8,880			
	鹿児島県	20	4,974		7,117	3,666	15,777	11	12,800	12,811			
	沖 縄 県	38	2,317		6,020	2,365	10,740	21	12,042	12,063		598	598
	小計	443	46,940	19,895	45,356	32,996	145,631	82	112,762	112,844		2,426	2,426
	合計	7,032	550,266	109,940	451,594	312,228	1,431,060	7,669	753,783	761,452	448	25,512	25,960

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和6年度献血受入施設数等

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設 (箇所)	令和6年度中 増減数	移動 採血車 (台)	令和6年度中 増減数	令和6年度中 更新数	成分 採血装置 (台)	令和6年度中 増減数
北海道	北海道	6		17		1	56	
	小計	6		17		1	56	
東北	青森県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			27	
	秋田県	2		3			15	
	山形県	1		4			12	
	福島県	3		6			28	
	小計	11		27			107	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	28	
	栃木県	2		6			27	
	群馬県	3		4			30	
	埼玉県	7		10		1	57	
	千葉県	6		10		1	61	
	東京都	13		19			171	
	神奈川県	7		11		1	93	
	新潟県	2		4			27	
	山梨県	1		3			9	
	長野県	2		4			24	
	小計	45		78		4	527	
東海北陸	富山県	1		3		1	10	
	石川県	2		3		1	20	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4			22	1
	静岡県	3		9		1	36	
	愛知県	9		11			113	
	三重県	3		4			26	
	小計	21		37		3	237	1
近畿	滋賀県	2		6			15	
	京都府	3		6			35	
	大阪府	12		12			118	
	兵庫県	6		9		1	71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山県	1		5			11	
	小計	26		42		1	272	
中四国	鳥取県	2		2			11	
	島根県	1		2			8	
	岡山県	2		4		1	28	
	広島県	2		5			36	
	山口県	1		4			10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3			10	
	愛媛県	1		4			16	
	高知県	1		3			9	
	小計	12		30		1	137	
九州	福岡県	5		11		1	55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5			17	△ 1
	熊本県	2		4		1	23	
	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			16	
	沖縄県	1		4		1	14	
	小計	15		39		3	157	△ 1
合 計		136		270		13	1,493	

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和6年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（令和6年度）

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	企業・団体において、移動採血バスでの献血協力が困難な場合や、過去に献血協力があつたがリモートワーク等によって協力を得られなくなった場合に、団体コードを付与し、近隣の献血会場や献血ルームでの献血協力を依頼する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
2	献血未実施の企業や団体に対して献血セミナーを実施し、移動採血バスや献血ルームでの献血協力を依頼する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
3	協力企業・団体の社会貢献活動に敬意を表するため、各都道府県赤十字血液センター所長感謝状等を贈呈する。また、献血未実施団体には、社会貢献活動の一環としての献血実施を企業に対して提案する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
4	1か所の献血会場に複数の企業・団体を招く集合型献血を実施し、会場周辺の企業に対して献血協力を依頼するとともに、送迎対応も行うことで1人でも多くの献血者から協力いただくよう取り進める。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
5	企業・団体の担当者と献血協力目標数を共有し、目標数を達成するための積極的な渉外活動を行う。	企業・団体
6	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への会員登録を推進し、ラブラッドの団体予約専用の二次元コードを活用した献血予約について、企業担当者から理解と協力を得られるよう努める。また、事前問診による献血受付時間の短縮等献血予約によるメリットを伝える。	企業・団体
7	献血協力企業の新入社員に対して、献血セミナーを実施し、献血協力の依頼を行う。	企業・団体
8	行政担当者等と連携し、献血未実施の事業所へ献血協力を依頼する。	企業・団体
9	プロスポーツ団体と協働し、献血の実施や啓発活動等を行う。	企業・団体
10	地域とタイアップし、献血を地域貢献活動と位置づけ、地元企業・団体・PTA等から協力を得ることで継続的なパートナーシップを構築する。	企業・団体
11	地方公共団体やライオンズクラブ等の支援を得て、献血サポーターの増加を図る。 また、企業や団体の献血協力を各都道府県赤十字血液センターのSNS・ホームページ等で積極的に発信する。	企業・団体
12	学校を訪問し、献血セミナーやキャンペーン、ラブラッド会員への登録に関するポスター掲示やチラシ等の配布を行い、献血ルームのPRを推進するとともに、ラブラッド会員登録の推進を図る。	高校・大学

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	ラブラッド会員新規登録キャンペーンを実施し、会員数の増加を図る。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員を対象としたキャンペーンやイベントの充実を図る。 献血経験が少ない若年層に対し、ラブラッドでの献血予約や事前問診機能等のメリットを伝え、会員登録を促す。	ラブラッド未加入者
3	献血協力が年1回以下の献血者に対して、メール・DMにて複数回の献血協力を促す働きかけを行うとともに、複数回の献血協力の定着化を図る。	ラブラッド会員
4	献血予約率の向上を目的とした各種キャンペーンを実施し、予約率の向上を図る。	全献血者
5	複数回献血及び次回の献血予約の案内チラシを作成し、献血協力時に積極的に配布することで、複数回献血者の増加を図る。	全献血者
6	輸血を受けた方や献血協力者のメッセージをホームページやSNS等で社会に広く発信し、献血の普及啓発を行う。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	職員が現場に出向く出前形式や、オンライン形式により、ニーズに応じた献血セミナーを開催する。献血の必要性を分かりやすく説明し、献血協力を繋げる。また、献血可能年齢に達していない方に対してはラブラッドのプレ会員制度を活用し、献血に興味を持っていただくよう働きかけを行う。	高校生・大学生
2	学生献血推進協議会の新規メンバーの増加及び活動の活性化を図る。特に学域献血を実施していない学校でも参加できるように献血ルームでの活動強化を行う。	大学生
3	若年層に人気のあるアニメなどによるキャンペーンを実施し、若年層・新規献血者の増加と併せて複数回の献血協力を繋げる。	若年層全体
4	企業・団体等に対して、新入社員・献血未経験者向けの献血啓発用広報資材を配布し、献血協力を促す。	若年層全体
5	「成人式」や「卒業式」等のイベントに合わせた移動採血バスの配車を行い、若年層の献血の普及を進める。	若年層全体

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	ファミリー層を対象としたキャンペーンやキッズ献血、献血セミナー等を商業施設等で実施する。	幼少期の子供がいる親子
2	献血疑似体験会、施設見学、職場体験等を実施する。	幼少期の子供がいる親子・小学生・中学生
3	小学生を対象に献血啓発冊子を配付し、同内容の動画も広く発信する。	小学生
4	市町村の教育委員会の協力のもと、小中学校にて教員及び保護者を対象とした献血を実施することで、献血可能年齢未満の子供たちに献血を身近に感じてもらう。	小学生・中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	献血ルーム近郊の移動採血会場において、成分献血未経験者のうち、成分献血が可能な献血者を対象に、看護師から献血ルームでの成分献血への協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全血献血者
2	全血献血実施後、成分献血の説明と協力依頼をすることで成分献血者の増加を図る。	全血献血者
3	成分献血が未経験の献血者（初回、若年層含む）へ成分献血の協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全献血者